

遺産相続詐欺についての注意喚起

1. 最近、当館管轄内に居住する邦人の方に対し、日本国籍者故人の資産管理者と名乗る者から「貴方を故人の最親近者に指名し、遺産を譲渡するための同意を求めたい」旨の日本語の手紙が届く事例が報告されています。
2. 手紙には「故人がビルマ（ミャンマー）で休暇中に亡くなり、その亡骸を埋葬するためイギリスに輸送されたが、最後の監査で、同氏名義の口座に£28,844,000の預金があることが判明した」旨記載されており、関心がある場合には連絡して欲しいとしています。
3. このような手口の場合、仮に差出人に連絡を取った場合、遺産の現金化や海外送金の手数料、現地政府に納める税金などの経費が必要であるとして、送金を求められ、送金後に連絡が途絶え、お金が戻ってこないといった詐欺被害が発生しています。
4. 万一、このような手紙を受け取った場合には、不用意に対応せず、無視するか、弁護士や警察に相談するなどの冷静な対応をお勧めします。
5. このような事例は当地のみならず他国においても発生していますが、在留邦人の皆様におかれましては、被害を受けることのないよう十分ご注意ください。

（問い合わせ窓口）

在フランス日本国大使館

住所：7, Avenue Hoche, 75008, Paris, France

電話: (市外局番 01) 4888-6200

国外からは (国番号 33) -1-4888-6200

F A X: (市外局番 01) 4227-5081

国外からは (国番号 33) -1-4227-5081

ホームページ： <http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>